

■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙 : 9件 (ただし、匿名等で回答していない市長への手紙は除く。)  
 うち回答済みの件数 : 9件  
 うち回答作成中の件数 : 0件  
 ○対象とならなかった市長への手紙 : 11件 (匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容のもの。)

■回答したもの (受付年月 令和4年2月分)

※回答済みのもののうち、計3件は似た内容となっており意見を総括して掲載していますので御了承下さい。

対応状況凡例 : ○=手紙の内容に応じて対応済  
 △=手紙の内容を検討中  
 ×=手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	手紙	生活道路拡幅要望について	<p>生活道路拡幅要望についてです。昭和の時代から取り残されたリヤカー道のような生活道路です。私が要望代表者となり、町内会（自治会）を通じて毎年、毎年、要望書を提出してかれこれ10年がたちます。初めの2、3年は、確かに地元としての未解決要件もあり、担当課よりいろいろと課題も指摘されておりましたが、それらの宿題もひとつひとつ対応できました。あとは当局の良い返事待ちという段階ですが幾年も事業化落選が続きます。</p> <p>今年もダメ！今年もダメ！と何年辛抱すればよいのでしょうか？当時の部長さんからは「5年は待ってもらおう」という言葉をいただきましたが、とっくに定年退職。</p> <p>財政の苦しい事情もわかります。しかし、10年間という時間をどう思われますか？大きな大きな重い重い10年です。長すぎます。</p> <p>この間、救急車で運ばれた方も何人かおられます。隊員の方は下の旧県道に救急車を止め、タンカ（ストレッチャー）を押しながら坂道を掛け登って来ました。一刻一秒を待つ家族の心境はどうでしょう？</p> <p>私は北朝鮮への拉致被害者の件といつも重なります。何度も何度も政府に働きかけをお願いしながら、全く前に進まない。歯痒い思いで一杯でしょう。その間、被害者家族は高齢化して、明る</p>	<p>お問い合わせをいただきました、市道色尾丸山3号線、色尾丸山4号線の拡幅要望につきまして、毎年、御要望を提出しているにも関わらず、御希望に添えず申し訳ございません。</p> <p>市道色尾丸山3号線のような、幅員4メートル未満の狭あい道路は市内に多く存在しており、緊急車両の通行に支障をきたすなど、住環境や防災上の様々な問題を抱えていることは強く認識しております。しかしながら、当該市道に限らず、生活道路の拡幅のため、用地の買収や支障となる建物などの補償をしながら整備していくことは、全市的に見て難しい状況であります。</p> <p>このため、令和3年度より良好な生活環境の確保及び災害に強い市街地の形成を図る目的で「島田市狭あい道路拡幅整備に関する要綱」を制定し、隣接する地権者様の御理解と御協力をいただき、狭あい道路の拡幅整備事業を行う道づくりを進めています。</p> <p>是非とも、当事業を御活用いただき、狭い道路を解消することで住環境の向上につながればと考えております。市としましても、市道色尾丸山3号線において、狭あい道路拡幅整備事業に合意が得られれば、当事業の対象とならない市道丸山谷口原線から市道色尾丸山3号線までの間の市道色尾丸山4号線の拡幅を計画し、一体的な整備の検討を図っていきたいと考えております。</p>	○	<p>建設課 36-7183 建築住宅課 36-7184 すぐやる課 36-7152</p>

			<p>い兆しが見えないまま亡くなられています。そうこうしている間に外交、世界情勢が変化し、新たな問題がいくつも発生する。政府としてはそれどころではなく、厄介な案件になってしまっている。私達の要望もどこかそれに似ています。担当課としては、毎年つっぱねていけば、そのうち諦めるだろうとでも思っているのだろうか？それでも、こちらは諦めず続ける。こんな不信を招く根比べみたいなことは、いい加減やめにしませんか？</p> <p>今を生きる私世代のやるべきことは、少しでも暮らしやすい環境をつくって次の世代にバトンタッチすることが仕事です。</p> <p>箱根駅伝で活躍するある大学の選手達は、「その一秒をけずり出せ！」と手のひらに書いて出場したと聞いたことがあります。当にその気持ちのひとつが本件です。</p> <p>私は昨秋、癌が見つかり手術を受けました。術後1ヶ月程過ぎると今度は高熱が続き、また二週間程養生しました。自分は年をとらない健康体だと思い込んでいましたから、この告知はショックでした。こんなことが続くと本件に対してのモチベーションがいつまで続くかわかりません。</p> <p>この道の件はいつまでもこのままおく訳にはいきません。どうか本件が事業化できます様、今年は一歩前に入る良い知らせが届いてくれます様、祈りつつ待ちたいと思います。</p>	<p>地元の皆様の御協力をいただきながら、当該道路の拡幅を進めていきたいと思っておりますので、何卒、御理解いただきますようお願いいたします。</p>		
2	手紙	<p>土砂災害特別警戒区域内にある、島田市所有擁壁（崩落、崩壊、倒壊、による）の直撃被害防止対策要請</p>	<p>ばらの丘の宅地が土砂災害防止法により、土砂災害特別警戒区域に指定されました。</p> <p>県、市の許認可のもと、宅地開発された造成地であり、かつ北側は市の所有地と説明され安心して購入し住居を建設いたし島田市民として生活しておりました。ところが突然、土砂災害特別警戒区域と指定され驚きと共に行政の理不尽さに憤りを禁じ得ませんが、改めて災害危険区域に生活していることを認識させられました。</p> <p>現在、私の住居の北側直近に、島田市所有の擁壁（土砂災害特別警戒区域内）が有り、地震、土砂災害（土石流、地滑り、がけ崩れ）発生時に擁壁が崩落、崩壊、倒壊し我が家族の人命、住居、宅地に甚大な被害が生じる危険があります。</p>	<p>ばらの丘の土砂災害特別警戒区域に指定された箇所に対する対策につきましては、大津自治会から提出された要望書を受け、急傾斜地崩壊対策事業による対策工事の実施に向けた話し合いを地元の皆様と進めてまいりました。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る基本的事項や現段階で考えられる工法等につきましては、〇〇様にも御出席いただいた本年1月12日の説明会において、説明させていただいたとおりです。今回、〇〇様から要望をいただいた擁壁を10m以上北側後方へ移動させる対策は、現地の状況から非常に難しいものがありますが、今後予定している地質調査の結果を踏まえ、詳細設計にて安全確保を第一に、工事の進め方など最適な対策を検討していきたいと考えておりま</p>	×	<p>建設課 36-7186</p>

			<p>南海トラフ巨大地震の発生が予想されている昨今、早急に、土砂災害特別警戒区域内に有る(島田市所有の)擁壁が、崩落、崩壊、倒壊しても、我が家族の人命、住居、宅地に被害が生じる事のないように、擁壁を現在よりも 10m 以上北側後方に移動させる対策を強く要請いたします。</p> <p>尚、土砂災害の危険性が指摘されている私共の北側の山林(のり面)は、島田市所有地(特別警戒区域)であり、現在島田市が土砂災害対策工事を検討中と認識しております、この工事計画の区域内に上記に要請致しました擁壁が有ります。是非とも今、市が計画している土砂災害対策工事の中に組み入れ、私共の安心、安全を確保して頂くと共に、私共の宅地が土砂災害特別警戒区域の指定から解除される対策工事を要請致します。</p> <p>行政の最大の使命は住民の生命と財産を守ることであり、その行政当事者である島田市は市の所有地(土砂災害特別警戒区域)内に有る擁壁が、島田市民に対して土砂災害の加害者の立場になる事を認識して、土石流対策だけでなく、地滑り、がけ崩れ対策にも重点を置き、私共住民が安心して生活できる環境及び土砂災害特別警戒区域指定区域の指定解除ができる対策工事を早急を実施して頂くことを、お願い申し上げます。</p>	<p>す。</p> <p>なお、土砂災害特別警戒区域の指定につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の完了に伴い土砂災害特別警戒区域の指定は解除されることとなります。</p> <p>市としましても、皆様の生命と財産を守るべく、早期に対策工事に着手し完成を目指したいと考えておりますので御理解と御協力をお願いします。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業を実施するためには、土砂の崩落が予測される範囲を急傾斜地危険区域に指定する必要があります。指定に当たり関係される全ての方の同意が必要となりますので御承知おきください。</p>		
3	メール	5～11 歳 新型コロナワクチン接種券送付につきまして	<p>新型コロナワクチン 5～11 歳の接種券送付については是非お願いがございます。</p> <p>新型コロナワクチンについて、メディアの報道は接種一択を押し進めるような煽りの印象を受けます。オミクロン株に限定すれば、子供達が感染した場合よりも、接種した場合の中長期リスクは計り知れないと、全国の(主に)小児科医が全国で警鐘を鳴らし、厚労省にワクチン接種中止の訴えを上げ始めました。</p> <p>私はワクチンそのものに反対する者ではございません。子ども自身、生活環境、家庭環境さまざま事情がある中で、接種するかしないかはそれぞれであると思いますが、接種券の送付というのは「義務＝打たなくてはいけないのではないか。周囲も打つのではないか」という精神的圧力を与える行為と考えます。</p> <p>島田市がどのような対策へ舵を切ろうとしてい</p>	<p>新型コロナワクチンの接種券につきましては、国が定める「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」により、市町村は接種対象者へ接種に関する案内とともに送付することが定められておりますので、市としても対象者全員に接種券を発送することとしております。</p> <p>5歳から11歳までの方への接種に際しましては、接種に関する案内として、保護者の皆様が、接種について慎重に検討していただけるよう「しまだ新型コロナビ2」を同封することとしております。</p> <p>これは、接種に関する感染症予防効果や副反応リスクなどについてまとめたもので、市内の小児科医師の協力を得て作成したものです。</p> <p>内容も積極的に接種を進めるものではなく、親子で接種について考えることが出来るような内容としております。</p> <p>厚生労働省のQ&amp;Aによりますと、小児において</p>	○	健康づくり課 34-3282

			<p>るのか注視しておりますが、接種券を配布する前に、是非「接種券送付に圧力、義務的要素を感じるか」「配布券は希望申請制等、予め選択の自由を求めるか否か」等、アンケート調査を実施頂けませんでしょうか？</p> <p>私自身の周囲は「打たせるつもりはない」「将来の影響が心配で打たせるのは怖い」という声もあります。周囲の大人の為ではなく、子ども本人の将来を本当に考える為、接種券送付に踏み切る前にどうかご検討を何卒お願い申し上げます。</p>	<p>も中等症や重症例が確認されており、特に基礎疾患を有する等、重症化するリスクが高い小児には接種の機会を提供することが望ましいとされています。また、今後様々な変異株が流行することも想定されるため、小児を対象にワクチン接種を進めることとされました。</p> <p>市内においても感染者が増加する中、接種に関する参考資料として「しまだ新型コロナビ2」を同封することで、慎重な検討を促していきたいと考えております。</p>		
4	メール	小学生のスポーツ少年団に関する件	<p>コロナ禍の中で今子供達への感染が広がり学校や先生方は大変な緊張感の中で子供達と接して下さっていると思います。そんな中で色々なスポーツに関わってる子供達に対して統一した指示が必要かと考えます。サッカーはやらないのに野球はやっている。など様々で市外との対外試合も制限があやふやでは子供達は大人への不信感を抱くと考えます。基本学校の方針が大切だと思いますがそれと同時に親御さんのスポーツに対しての熱い子供達への想いもみんな同じだと思います。それで差が出てしまうのはどおでしょうか。それぞれの危機管理能力に任せるにも限界があると感じます。子供達の為にも統一した迅速な対応をお願いしたいと思います。スポーツによって差が出るのは子供達への影響も多いと考えます。感染者が子供達に広がっている今、厳しい現状であるからこそ統一した指示がある方が子供達の為になると感じます。学校と親の連携が子供達を守っていきける。そお強く感じます。宜しくお願い致します。</p>	<p>御承知のとおり、現在、静岡県においては令和4年3月6日まで「まん延防止等重点措置」が適用されております。市では、感染予防対策を講じた上で、可能な限りスポーツ活動に取り組んでいただけるよう、体育館、グラウンド等のスポーツ施設を開放しております。</p> <p>一方で活動制限につきましては、屋内外の違い、選手同士の接触の頻度等により競技種目によって感染リスクも異なることから、市が全ての競技種目を一律に制限することは考えておりません。各スポーツ少年団の活動において、各種目ごとの協会や連盟等の上部団体からの指針を遵守することで、感染予防対策が十分講じられていると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。</p> <p>なお、所管するスポーツ振興課から島田市スポーツ協会を通じて、各スポーツ少年団に対して以下の内容により、「まん延防止等重点措置」期間中の活動内容の検討及び感染予防対策の徹底を依頼しております。</p> <p>(1)競技時以外のマスク着用、アルコール等による手指消毒、使用した器具・ドアノブ等の消毒による感染予防対策の徹底</p> <p>(2)期間中の対外試合や合同練習等の中止</p> <p>(3)練習等の活動時間短縮についての検討</p> <p>(4)体調不良（高熱等）者の活動参加禁止や同居家族が濃厚接触者となった場合、または同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、活動への参加は控える等の活動参加者の制限</p> <p>(5)活動する場合は、各競技団体の協会や連盟等の上部団体の指針等に従う</p> <p>また、体育館やグラウンドの学校施設等の開放に</p>	×	スポーツ振興課 36-7223

				<p>つきましても、上述した内容のほか、利用者及び利用団体において、感染予防対策を引き続き徹底いただくようお願いしており、感染予防対策が徹底できない団体につきましても、活動の休止を依頼しております。</p> <p>引き続き、スポーツ振興と感染予防対策の両立に御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。</p>		
5	メール	未就学児のマスク着用について	<p>保育園に子供を預けている者です。オミクロン株によって、ますますマスク着用について、保育園でも厳しく言われるようになりました。厚労省の保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応にかかる Q&amp;A に、マスク着用については、強制ではないことが書かれていますが、最近園庭で遊ぶ時もマスク着用について厳しく言われているようで、子供の発達・成長が心配です。</p> <p>風潮的に、マスクの着用について、指示を出すのは難しいと思いますが、強制ではなく自由にさせていただけると、保育園に指示を出していただけないでしょうか？</p>	<p>保育所等で子どもにマスクを着用させるべきかどうかについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めています。2歳未満では息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、着用は奨められません。2歳以上の子どもで保護者の希望などからマスクを着用している場合でも、息苦しさを感じていないかどうか、嘔吐したり口の中に異物が入ったりしていないかなどの体調変化について十分に注意し、本人の調子が悪い場合や持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させないように、保育所等へ通知しています。引き続き、保育所等へマスク着用にあたって注意すべき点について周知し、徹底を図ってまいります。</p>	○	保育支援課 36-7195
6	メール	放課後児童クラブについて	<p>先日、R4 年度小学校区放課後児童クラブの利用不承諾決定書をいただきました。対象の子供は来年度〇年生なので利用できないのかと思いましたが、同じく〇年生になる家庭何軒かに聞いてみると、承諾決定書が届いたとのこと。決定のご家庭とうちと、何が違うのか全く分からなかったため、子育て応援課に問い合わせたところ、祖父が学区内に住んでいること（実際には学区内ではないですが）、そして保護者の就労状況が大きく影響しているとのことでした。祖父は 80 代で一人暮らし。車の免許も持っていないため、現在、子供のことについてあれこれ頼むことはほぼありません。また、子供の父親は児童クラブの申請時は自営業でしたが、現在は会社勤め。私も申請時は時短勤務でしたが、4月からはフルタイム勤務です。申請時（10月～11月）と4月では約半年も時間が経っており、家庭の状況も変わることは大いにあり得ると思います。また祖父のことについても、ただ近くに住んでいるというだけで、80代の男性</p>	<p>〇〇様が利用されている〇〇小学校区放課後児童クラブは、令和3年8月に定員を35人増やし、第1クラブ及び第2クラブ併せて100人の定員としました。</p> <p>そのような中、令和4年4月からの申込みは、2クラブ併せ、120人を超え、審査の結果、3年生から5年生までに、2クラブ併せて7人の方が待機児童になりました。</p> <p>受入れの審査基準としては、学年、家庭状況（ひとり親等）、保護者の就労状況、祖父母の状況（住所や就労状況）、児童の発達状況等を点数化して順位を付けています。</p> <p>審査基準については、なるべく多くの利用者に理解をしていただきたいと考えておりますが、あまりに細かい状況まで把握して審査を行うことは困難であり、一定の基準で審査をしていることを御理解ください。</p> <p>また、家庭状況等の変化により、申請書の内容に変更があった場合は、変更手続きの案内をさせてい</p>	×	子育て応援課 36-7159

			<p>にいったい何ができると思っているのか、5キロ先に住んでいる60代の車の運転ができる祖父母と同じ基準で考えられるのは全く納得がいきません。そう言ったところは検討してもらえないのかと尋ねると、「もう決まったことですから」「電話をくれたからと言って、じゃあお宅のお子さんだけ利用できるようにするのはおかしいですよね？」との事務的な返答しかしてもらえません。私は別にうちの子供だけを入れてくれと言っているわけではありません。審査基準がおかしいと思うので、もう一度検討してもらえないかと言っているのです。また「決まったこと」としか答えず、他にこんなところが利用できます、と言った代案を示すこともなく「ちょっとぐらいだったらファミリーサポートセンターを利用すればいいと思います」などと言うような職員のいる課は全く信頼できません。市長は「子育ての街」を常日頃から口にされていますが、子育てをする者にまったく優しくない街で、ガッカリしました。せめて私たちが納得できるような審査基準の改善と、申請書類に4月からの状況や祖父母の状況を詳しく記入できる欄などを設けていただくことを望みます。</p>	<p>ただいております。審査は最新の状態で進んでいますが、令和4年4月受入れにおける審査は2月中旬に終わっているため、以降の受入児童や審査基準の変更は原則考えていません。</p> <p>市では、上記のような方法で、多くの児童を放課後児童クラブに受入れたいと考えています。しかし、市全体を見ると、〇〇小学校区以外の放課後児童クラブにおいては、2年生、3年生の待機児童が発生しているケースがあります。このような状況については、保護者の皆様に丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>		
7	メール	5-11歳ワクチン接種について	<p>(意見総括) 5-11歳のワクチン接種の危険性について疑問が残る。</p>	<p>新型コロナワクチンの小児への接種は、厚生労働省のQ&amp;Aによりますと、小児においても中等症や重症例が確認されており、特に基礎疾患を有する等、重症化するリスクが高い小児には接種の機会を提供することが望ましいとされています。また、今後様々な変異株が流行することも想定されるため、小児を対象にワクチン接種を進めることとしています。</p> <p>市においても小児の接種体制を整える必要があるため、5歳から11歳までの方には、接種について慎重に検討していただけるように接種に関する参考資料として「しまだ新コロナビ2」作成しています。</p> <p>これは、積極的に接種を進めるものではなく、接種に関する有効性や副反応リスクなどについてまとめたもので、お子さんと保護者で接種について考えることが出来るように市内の小児科医等の協力を得て作成したものです。</p> <p>市内においても感染者が増加する中、接種を必要としている方が早く接種出来るように、接種券は一</p>	○	健康づくり課 34-3282

				齊に発送していますが、「しまだ新コロナビ2」を同封し、副反応リスクなどについても、情報提供に努めておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。		
--	--	--	--	---	--	--